一　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百五十円	三千六百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百五十円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	百円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二百円	四千五十円
二　技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	二千円

第四十三条第三項の表三の項中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千百五十円」を「千百円」に改め、同表四の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表五の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項を次のように改める。

六　教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		千二百円

第四十三条第三項の表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「二千八百円」を「二千九百円」に、「二百五十円を、」を「二百円を、」に改め、同表の備考二中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表講習手数料の項の改正規定中「五千二百円」を「五千五百五十円」に、「三千四百円」を「三千六百円」に、「八千百五十円」を「七千六百五十円」に、「五千四百五十円」を「五千八百円」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十二号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十六年度における適用の停止を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十六年度における適用の停止を定める政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法別表第一の六第四項に掲げる物品で平成二十七年二月一日から同年三月三十一日までに輸入されるものについては、同法第七条の三第一項の規定の適用を停止する。

附　則

この政令は、平成二十七年二月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三